新型コロナウイルスの感染　拡大防止にご協力ください

密を避けて行動しましょう！

❶換気の悪い 密閉空間

❷多数が集まる 密集場所

❸間近で会話や発声をする 密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、**クラスター(集団)の発生を防止すること**が重要です。

3つの「密」が重ならないよう注意するとともに、屋内で50人以上が集まるイベントや地域の集会などへの参加は控えるようにしましょう。

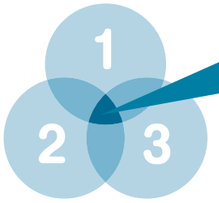

3つの条件がそろう場所が クラスター（集団）発生のリスクが高い！

※このほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳（せき）エチケット」です。

①手洗い　正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

❶ 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

❷ 手の甲をのばすようにこすります。

❸ 指先・爪の間を念入りにこすります。

❹ 指の間を洗います。

❺ 親指と手のひらをねじり洗いします。

❻ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット　3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる

マスクを着用する（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

新型コロナウイルス感染症に伴う各種手続きのお知らせ

市税の納付の猶予

問 収納課（☎28-9300）

同感染症の影響によって納税が困難な方は、原則として1年以内の期間に限り、地方税法の猶予制度が認められる場合がありますので、ご相談ください。

【納付の猶予】

対 同感染症の影響を受け、次のいずれかに該当する場合

▼納税者（家族を含む）が亡くなった場合

▼消毒作業により、備品や棚卸資産を廃棄した場合

▼やむを得ず休廃業した場合

▼利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合

【財産の差押え・売却の猶予】

対 同感染症の影響により、市税などを一括で納付することができない場合

水道料金・下水道使用料の納入

問 水道局料金センター（☎23-7191）

市水道局の給水地区で、同感染症の影響により、支払いが困難な方はご相談ください。未納により、停水となる期日を最大3か月延長します。ただし、すでにお支払いいただいた料金の返金はできません。

延長の対象となる料金＝令和2年4月分・5月分

転出の届け出が郵送でできます

問 市民生活課窓口係（☎28-9100）

転出届の郵送による提出を受け付けています。後日、転出証明書を発行しますので必要に応じてご利用ください。

申 「郵送による転出届」に必要事項を記入の上、運転免許証などの本人確認書類の写し、返信用封筒を同封し、郵送してください。「郵送による転出届」は市ホームページからダウンロードできます

マイナンバーカードの保管期間を延長します

問 市民生活課窓口係（☎28-9100）

マイナンバーカードを申請した方には、交付通知書を送付しています。通常、同カードは交付通知書を送付してから3か月程度保管していますが、同感染症拡大防止のため、当面の間、3か月を過ぎても継続して保管します。詳しくは、お問い合わせください。